

平成27年春の全国火災予防運動

平成26年度 全国統一防火標語 **もういいかい 火を消すまでは まあだだよ**

3月1日から7日まで春の全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、空気の乾燥等により火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防ぐとともに万一火災が発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と大切な財産を守ることを目的としています。

火災予防運動期間中は、ショッピングセンターなど多くの方が集まる場所で、住宅防火対策の推進活動を行います。また、戸別訪問を行い火災予防の啓発をするとともに、住宅用火災警報器の普及啓発活動や設置状況調査を行いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

また、住宅用火災警報器は、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務化となっています。設置された住宅用火災警報器の中には8年以上を経過している物もあります。定期的に作動を点検していただき、本体または電池の交換時期を確認していただくことをお願いします。



平成26年度防火ポスターコンクールで選定された4作品をもとに火災予防啓発ポスターを作成しました。



戸別訪問 : 七宗町



ショッピングセンター : 美濃加茂市

住宅防火 いのちを守る7つのポイント！

- 1 寝たばこは絶対にしない。
- 2 ストープは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 5 寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防災品を使用する。
- 6 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 7 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



平成 27 年全国山火事予防運動

林野庁は、「春の全国火災予防運動」の実施にあわせて、3月1日から7日までを統一実施期間とする、「全国山火事予防運動」の実施を呼びかけています。

平成 27 年の統一標語は「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」です。

これから暖かくなるにつれ、山に入る機会も多くなりますが、特に、空気が乾いている日や風が強い日には、たき火や野焼きをしないなど、火の取扱いには十分な注意が必要です。

消防庁が発行する平成 26 年版「消防白書」によると平成 25 年中の林野火災状況は 3 月に最も多く発生しており、その原因は①たき火②火入れ③放火の順になっています。

可茂消防管内にある登山道入り口付近に「火の用心」などの、のぼりを設置し山火事予防の啓発を実施していますのでご協力お願い致します。



坂祝町：猿啄山



可児市：鳩吹山



八百津町：五宝の滝

